作成例

《障害児相談支援事業所》 運営規程

本作成例を参考にしつつ、各事業所の運営体制等を基に運営規程を作成してください。

(運営の方針)★

とを目的とする。

第2条 事業者は、障がい児等の意思及び人格を尊重し、常に当該障がい児等の 立場に立って、障害児相談支援事業の提供に努めるものとする。

等」という。) 等の意思及び人格を尊重し、適切な障害児相談支援を提供するこ

- 2 事業者は、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス(以下、「福祉サービス等」という。)が、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう努めるものとする。
- 3 事業者は、市町村、障害児通所支援事業所等との連携を図り、地域において 必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、利用者に提供される福祉サー ビス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業所等に不当に偏ることのない よう、公正中立に努めるものとする。

懇切丁寧

- 4 事業者は、事業所が提供する障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を 図るものとする。
- 5 前4項のほか、事業者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)★

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 《指定障害児相談支援事業所名》
 - (2) 所在地 《指定障害児相談支援事業所所在地》
- 2 前項のほか、一体的に管理運営を行う事業所(以下、「従たる事業所」という。) の名称及び所在地は次のとおりとする。

「基準第19条第1項|

- (1) 名 称 《指定障害児相談支援事業所名》
- (2) 所在地 《指定障害児相談支援事業所所在地》

(従業者の職種、員数及び職務内容) ★

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤専従)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとと もに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行 う。

(2) 相談支援専門員 1名(常勤専従)

相談支援専門員は、障害児支援計画の作成、計画の見直しを行うモニタリング、障害児通所支援事業者等との連絡調整、支給決定等に係る申請の勧奨を適切かつ効果的に行う。

(3) 事務職員 ○名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

2 前項のほか、専ら従たる事業所の職務に従事する従業者の職務及び員数は、次のとおりとする。

相談支援専門員 〇名以上

(営業日及び営業時間)★

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。 ただし、8月13日から15日までと、12月29日から1月3日まで と、国民の祝日を除く。
- (2) 営業時間 9時から17時まで
- (3) サービス提供時間 10時から16時まで
- (4) 前項までに規定する営業日及び営業時間のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとるものとする。

(障害児相談支援の内容及び障害児相談支援計画の作成)★

- 第6条 事業所で行う障害児相談支援の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 障害児支援利用援助
 - ① アセスメントの実施
 - ② 障害児支援利用計画案の作成
 - ③ サービス担当者会議の開催
 - ④ 障害児利用計画の作成
 - (2) 継続障害児支援利用援助

障害児支援利用計画の実施状況の把握

- 2 事業所が提供する障害児支援利用計画(以下、「計画」という。)を次のとおり作成する。
 - (1) 相談支援専門員は、計画の作成にあたっては、障がい児等の希望等

「基準第 19 条第 2 項」 従業者の「員数」は日々変わ りうるものであることから、 業務負担軽減等の観点から、 基準第 3 条の最低人員を満た す範囲において、「○人以上」 と記載しても差し支えない。

「基準第19条第3項」

「基準第19条第4項」

を踏まえて作成するものとする。

- (2) 相談支援専門員は、計画作成にあたっては、障がい児の自立した日常 生活の支援を効果的に行うため、障がい児の心身又は家族の状況等に 応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるよ うにするものとする。
- (3) 相談支援専門員は、計画の作成にあたっては、障がい児の日常生活全般を支援する観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて計画上に位置付けるものとする。
- (4) 相談支援専門員は、計画の作成の開始にあたっては、障がい児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障がい児又はその家族に対して提供するものとする。
- (5) 相談支援専門員は、計画の作成にあたっては、適切な方法により、障がい児について、心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、障がい児等の希望する生活や障がい児が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題等の把握(以下、「アセスメント」という。)を行うものとする。
- (6) 相談支援専門員は、アセスメントにあたっては、障がい児の居宅を訪問し、障がい児等に面接するものとする。また、面接にあたっては、 その趣旨を十分に説明し、理解を得るものとする。
- (7) 相談支援専門員は、アセスメントに基づいて、当該地域におけるしている指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、障がい児等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を提供する上での留意事項、法第6条の2の2第9項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案(以下、「計画案」という。)を作成するものとする。
- (8) 相談支援専門員は、計画案に位置付けた福祉サービス等について、法 21条の5の5第1項に規定する障害児通所支援給付費等の対象となる かどうかを区分した上で、当該計画案の内容について、障がい児等に 対して説明し、文書により障がい児等の同意を得るものとする。
- (9) 相談支援専門員は、計画案を作成した際には、当該計画案を障がい児等に交付するものとする。
- (10) 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて、計画案の変更を 行い、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行う とともに、サービス担当者会議の開催等により、当該計画案の 内容 について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見 を求めるものとする。
- (11) 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた計画案の内

容について、障がい児等に対して説明し、文書により障がい児等に同意を得るものとする。

- (12) 相談支援専門員は、計画を作成した際には、当該計画を障がい 児等及び担当者に交付するものとする。
- 3 継続障害児利用支援援助(以下、「モニタリング」という。)は次のとおりとする。
 - (1) 相談支援専門員は、計画の作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて、計画の変更、福祉サービス等の事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定等が必要と認められる場合には、障がい児等に対し、通所給付決定等に係る申請の勧奨を行うものとする。
 - (2) 相談支援支援専門員は、モニタリングにあたっては障がい児等や福祉 サービスの事業者との連絡を継続的に行うこととし、法第6条の2の 2第9項に定める期間ごとに障がい児の居宅を訪問し、障がい児等に 面接するほか、その結果を記録するものとする。
 - (3) 前項第1号から第7号まで及び第10号から第12号までの規定は、第1号に規定する計画の変更について準用する。
 - (4) 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障がい児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障がい児等が指定入所支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定入所支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
 - (5) 相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障がい児等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うものとする。

(保護者から受領する費用の種類及びその額)★

第7条 事業者は、法定代理受領を行わない事業を提供した際は、保護者から 当該障害児相談支援に係る指定障害児相談支援費用基準額の支払を受けるものと する。

- 2 事業者は、通常の事業の実施地域を越えて事業に要する交通費は、公共交通 機関を利用した場合には、その実費を保護者から徴収するものとする。なお、自 動車を使用した場合は、次の額を徴収するものとする。
 - (1) 実施地域を越えて片道1km未満 ○○円
 - (2) 実施地域を越えて片道1㎞以上 ○○円
- 4 事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し交付するものとする。
- 5 事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、 保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意 を得るものとする。

「基準第19条第4項」

領収書に代えて振込明細書の 交付をすることは認められない。

運営規程等において同意を得 ていない費用については、保 護者に請求することができな

いことに留意すること。

(通常の事業の実施地域) ★

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、いわき市とする。

(苦情解決)

第9条 事業者は、事業所において提供した児童発達支援に関する利用者等からの苦情を解決するために、相談窓口を設け苦情解決の体制及び手順等当該施設等における苦情を解決するための措置をあらかじめ定め、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、内容等を記録しなければならない。また、苦情に関し市や運営適正化委員会が行う調査に協力し、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うものとする

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対する児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び保護者等に連絡を行うとともに、市に事故状況報告書を提出するなどあらかじめ定めた事故発生時対応マニュアルに基づき必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、その事故の原因を解明し、再発生を防ぐための策を講じるものとする。また、再発を防ぐための策を講じた後に、市に改善結果報告書を提出するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項) ★

第11条 事業者は、利用者に対する虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合には早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、虐待防止のための指針を作成した上で、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の設置 《担当者職・氏名》

- (2) 苦情解決体制の整備《虐待防止に係る苦情体制の詳細》
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等 《虐待防止委員会の開催方法や頻度、検討内容等》

(その他運営に関する事項)★

第12条 事業者は、事業所において適切な児童発達支援が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用時3か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を情報するものとす

「基準第 19 条第 5 項」 実施地域は客観的にその区域 が特定できるものとし、「事業 所から半径、○○km」のよう に標記する場合は、詳細な地 図等を用意し説明すること。 実施地域に含まれている場合 は、その支給決定保護者の居 住地を理由にサービスの提供 を拒否してはならない。

「基準第19条第7項」

「基準第 19 条第 8 項」 地域生活支援拠点である場合 は、その旨を規定し、拠点等 の必要な機能のうち、満たす 機能を明記すること。

「基準第 28 条の 2 」 新規採用時には必ず虐待防止 の研修を実施すること。 る。

- 3 事業者は、従業者が、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利 用者及びその家族の情報を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとする。
- 4 事業者は、利用者に対する児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該児童発達支援が完結した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。

- ※ ★印は必須で条項を設けること。
- ※ 留意事項欄の"基準"とは、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 について(平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号)」をいう。
- ※ 障害児相談支援事業は、児童が 18 歳に到達し者へ移行する場合等を想定し、計画相談支援事業の指定申請 をあわせて行うことが望ましい。